

第2期福島県復興計画の整理について

復興・総合計画課

1 概要

これまで、平成23年8月に福島県復興ビジョンを策定し、これに基づく福島県復興計画（1次～3次）及び第2期福島県復興計画（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～12年度）に基づき、本県の復興・創生に取り組んでいる。

今年度は、福島復興再生計画（令和3年4月9日策定）において、計画期間（令和3年度～令和7年度まで）の満了に伴う改定を行うことから、その内容を踏まえ、福島県復興計画を整理する。

○「福島復興再生計画」と「第2期福島県復興計画」の比較

	福島復興再生計画	第2期福島県復興計画
作成の根拠	福島復興再生特別措置法 第7条	—
性質	福島特措法に基づき作成する法定計画	県総合計画のアクションプラン
記載内容	福島特措法において、記載すべき内容・記載することができる内容が規定	県の復興に向けて必要となる取組を総合的に記載
位置付け	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力災害からの復興・再生	東北地方太平洋沖地震・津波被害、原子力災害、新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興
認定	国（内閣総理大臣）による認定	—
計画期間	5年	10年
目標等	(1) 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現 (2) 地域経済の再生 (3) 地域社会の再生	(1) 避難地域等の着実な復興・再生 (2) 未来を担う人材の育成・人とのつながりの醸成 (3) 安全・安心に暮らせる地域社会づくりの実現 (4) 持続可能で魅力的なしごとづくりの推進

2 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
2月10日	第3回総合計画審議会（復興計画素案報告）
3月中	新生ふくしま復興推進本部会議（復興計画決定）